

令和6年度 世田谷区立中学校部活動地域移行に係る協議会

日時：令和7年1月28日（火）午後6時30分～
会場：区役所東棟6階「教育委員会室」

次 第

1 開 会

2 世田谷区立中学校部活動地域移行に係る協議会設置要綱について 資料1

3 (1) 委員長の選任
(2) 副委員長の選任

4 部活動支援員制度の現況 資料2

5 令和6年度トライアル事業、令和7年度部活動地域移行事業について 資料3
資料4

6 世田谷区立中学校部活動地域移行の方針（案）について 資料5

7 その他

8 閉 会

■配付資料

【資料1】世田谷区立中学校部活動地域移行に係る協議会設置要綱

【資料2】部活動支援員制度の現況

【資料3】令和6年度トライアル事業について

【資料4】トライアル事業_検証対応項目

【資料5】部活動地域移行の方針（案）

令和6年12月27日

6世教地第838号

(目的)

第1条 中学校部活動における地域移行において、世田谷区の中学校部活動の地域移行のあり方等を総合的に協議することを目的に、世田谷区立中学校部活動地域移行に係る協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について総合的に協議する。

- (1) 中学校部活動における地域移行を円滑に進めること
- (2) 中学校部活動における地域移行において、部活動の内容のさらなる充実を図ること
- (3) その他、中学校部活動の充実に関すること

(委員構成等)

第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって、教育長が委嘱し、又は任命する委員で構成する。なお、それ以外に教育長が必要と認めた者を妨げない。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和7年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長が指名し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、委員長が招集し、議事を主宰する。

- 2 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、教育委員会事務局学校教育部地域学校連携課に置き、協議会の庶務等を処理する。

(委任補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委員
学識経験者 3名
総合型地域スポーツ・文化クラブ代表 1名
地域団体関係者 1名
保護者代表 2名
区立中学校校長 2名
せたがや文化財団事務局長
世田谷区スポーツ振興財団事務局長
スポーツ推進部長
生活文化政策部長
学校教育部長

部活動支援員制度の現況

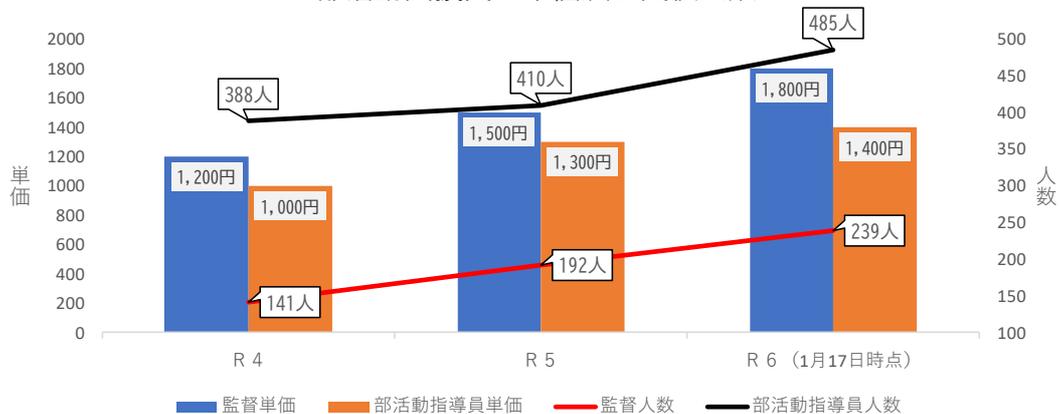
◆部活動支援員の単価(1時間あたり)

単価	R4	R5	R6(1月17日時点)
監督	1,200円	1,500円	1,800円
部活動指導員	1,000円	1,300円	1,400円

◆部活動支援員の実績人数(延べ人数)

人数	R4	R5	R6(1月17日時点)
監督	141人	192人	239人
部活動指導員	388人	410人	485人

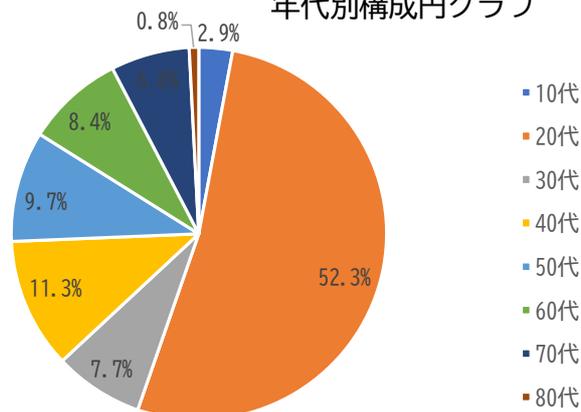
部活動支援員の単価及び実績人数



◆部活動支援員の年代別構成(令和7年1月17日時点)

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	合計
人数	21	379	56	82	70	61	49	6	724
割合	2.9%	52.3%	7.7%	11.3%	9.7%	8.4%	6.8%	0.8%	-

年代別構成円グラフ



令和6年度トライアル事業について

◆（公財）世田谷区スポーツ振興財団による実施

	事業名	対象	実施日・場所	参加人数	活動形態	受益者負担	その他
継続	船橋希望中ソフトテニス部	同部に所属する生徒	平日・土曜等 同中学校内	30人	部活動支援	なし	
継続	陸上競技 合同練習会	砧中学校、船橋希望中学校、弦巻中学校の陸上競技部	毎週火曜 総合運動場グラウンド	80人	学校管理下から離れた活動 (地域クラブ活動)	なし	指導する教員に謝礼を支給
新規	水泳 合同練習会	玉川中学、瀬田中学校、東深沢中学校の水泳部	週2回 玉川中学校温水プール	23人	学校管理下から離れた活動 (地域クラブ活動)	なし	
新規	弓道 合同練習会	区内全中学の希望する生徒	毎週火曜 総合運動場弓道場	25人	学校管理下から離れた活動 (地域クラブ活動)	あり (年間13,000円)	

◆総合型地域スポーツ・文化クラブによる実施

	事業名	実施団体	対象	実施日・場所	参加人数	活動形態	受益者負担	備考
継続	東深沢中体力向上部	東深沢スポーツ・文化クラブ	同部に所属する生徒	火曜、水曜、金曜（早朝） 同中学校内	41人		なし	
新規	用賀中女子硬式テニス部	ようがコミュニティクラブ	同部に所属する生徒	火曜・土曜 同中学校内 (木曜・金曜は部活動)	27人	実施日は地域クラブ、それ以外の活動日は部活動として実施	なし ※クラブ会員費（2,000円）が発生するが、今年度は区の委託費から負担するため、本人負担なし	
新規	ダンスクラブ	烏山スポーツクラブユニオン	烏山中学校、上祖師谷中学校、芦花中学校の生徒	金曜、日曜 給田小学校、上祖師谷中学校	11人	学校管理下から離れた活動 (地域クラブ活動)	あり (毎月2,000円)	
新規	桜丘中サッカー部 (R6年度追加実施)	笹原総合型地域スポーツ文化クラブ	同部に所属する生徒	土曜 同中学校内 (月、木、金曜は部活動)	23人	実施日は地域クラブ、それ以外の活動日は部活動として実施	なし ※令和7年度以降は負担予定	指導する教員に謝礼を支給
新規	女子サッカー部 (R6年度追加実施)	笹原総合型地域スポーツ文化クラブ	区内全中学の希望する生徒	月曜、水曜 桜丘中学校、笹原小学校	11人	学校管理下から離れた活動 (地域クラブ活動)	なし ※令和7年度以降は負担予定	

※世田谷パブリックシアター「中学生演劇部」は、せたがや文化財団の自主事業として実施（令和5年度 部活動地域移行トライアル事業）

部活動地域移行トライアル事業検証対応項目（令和5～6年度）

	実施主体	世田谷区スポーツ振興財団				総合型地域スポーツ・文化クラブ					せたがや文化財団
	実施年度	R5、R6	R5、R6	R6	R6	R5、R6	R6	R6	R6	R6	R5
	活動内容	ソフトテニス部	陸上競技 (合同練習会)	水泳 (合同練習会)	弓道 (合同練習会)	体力向上部	女子硬式テニス部	烏山ダンスクラブ (合同練習会)	サッカー部	女子サッカークラブ (合同練習会)	演劇 (合同部活動)
	活動場所	船橋希望中	総合運動場 陸上競技場	玉川中 温水プール	総合運動場 弓道場	東深沢中	用賀中	給田小・ 上祖師谷中	桜丘中	桜丘中・ 笹原小	世田谷パブリック シアター他
管理責任	学校管理下 (学校部活動)	●	●(R5)			●					●
	学校管理外 (地域クラブ活動)		●(R6)	●	●		●	●	●	●	
活動形態	単独部活動	●				●	●		●		
	合同部活動・合同練習会 (近隣校等)		●	●				●			
	合同部活動・合同練習会 (全区)				●					●	●
会場等	自分の中学校	●		●		●	●	●	●	●	
	他の小・中学校			●				●		●	
	学校外の施設		●		●						●
移動手段	交通機関等		●	●	●			●		●	●
	自転車		●		●			●		●	
経費	委託（区経費）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	補助金制度										
	受益者負担				●			●	(R7予定)	(R7予定)	
指導者	外部指導者	●		●	●	●	●	●	●	●	●
	教員（兼職兼業）		●						●		
	部活動支援員	●									
大会等	顧問以外の引率							●	●	●	●
	審判有資格者の派遣										
令和7年度は部活動地域移行事業として継続実施（委託）											財団の自主事業として継続

世田谷区立中学校部活動地域移行の方針

令和7年度～令和10年度

(案)

令和7年1月

教育委員会事務局

世田谷区立中学校部活動地域移行の方針（案）

目次

1	世田谷区部活動地域移行が「目指す姿」	1
2	世田谷区の部活動地域移行の方針（案）	2
3	基本方針実施の方向性	3
4	教育委員会、世田谷区スポーツ振興財団、学校における役割分担	6
5	地域クラブ活動の基本的な実施内容	9
6	世田谷区部活動地域移行のロードマップ	11
7	具体的課題と今後の取組み	12
8	今後の推進体制	15

1 世田谷区部活動地域移行が「目指す姿」

世田谷区では、令和4年10月から「世田谷区立中学校部活動地域移行に係る検討委員会」を立ち上げ、世田谷区の部活動地域移行は、「生徒を中心とすること（スチューデント・センタード）」の考え方を基本として議論を積み重ねた。そして、部活動実施のあり方として、以下の6つの「新しい価値」の実現する方向性が、提言として報告された。

これを受け、世田谷区では、「新たな価値」の実現を、教員の負担軽減を重視しつつ目指していく。

世田谷区 が実現を目指す「新たな価値」

- 1 自己選択、自己決定、自ら選べる選択肢が今まで以上に広がる
- 2 よりよい指導環境、専門的な指導を継続的に受けられる
- 3 多世代の交流、世代を超えた地域の人々との交流の機会がある
- 4 多種目・多様な志向、スポーツ・文化の多様な経験と担い手の育成につながる
- 5 地域への誇りを感じられる
- 6 家庭や学校とは違う居場所がある（サードプレイス）

2 世田谷区の部活動地域移行の方針（案）

部活動の地域移行について、6つの「新たな価値」を実現するために、世田谷区では、以下の5つの方針をもとにさらに検討を進め、地域と一体となり、将来にわたり、スポーツ・文化活動に継続的に参加できるようにしていく。

- (1) 部活動及び地域クラブ活動（部活動に代わる活動）は生徒のためのもので、生徒にとって新たな出会いや期待、楽しみといった「新たな価値」をもたらすことから、今後とも、生徒が希望する活動はできるものとする。
- (2) 部活動は、部活動の地域連携（地域人材の部活動への参加）を基本として体制を構築するものとし、部活動ガイドラインを遵守して行う。
- (3) 部活動を、教育活動として位置づけ、所属は各中学校とすることを基本とし、指導を希望する教員、及び指導を希望しない教員が、いずれも負担軽減を図れる体制を構築する。
- (4) 部活動における部活動支援員確保のため、教育委員会、公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団の協働における運営体制を構築する。
- (5) 地域クラブ活動（部活動に代わる活動）へ移行する環境を構築するため、地域クラブ活動の運営や設立に区が積極的な支援を行っていく。

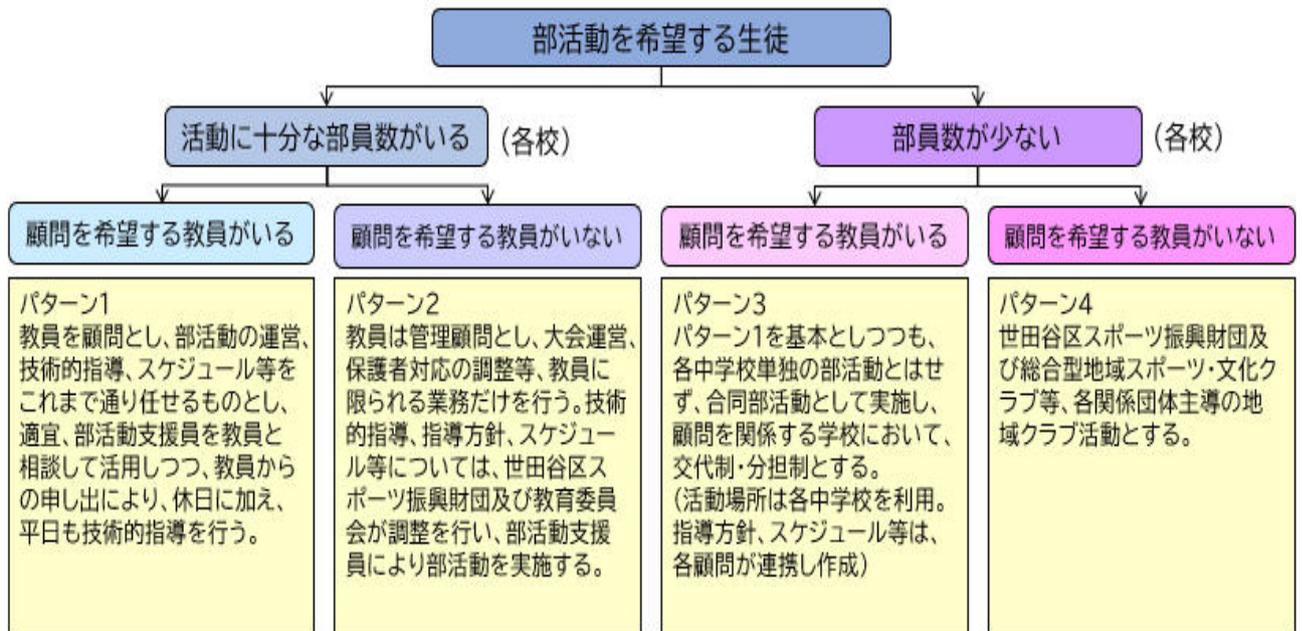
※本方針では、以下、公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団を「世田谷区スポーツ振興財団」と表記する。

3 基本方針実施の方向性

(1) 4つのパターン

今後の部活動及び地域クラブ活動（部活動に代わる活動）（以下、「部活動等」という。）を、以下のパターンに分類し、それぞれに見合った運営を行っていく。

なお、部活動等においては、「世田谷区立中学校における部活動の方針」（平成30年12月 世田谷区教育委員会策定）を遵守する。



用語の説明

部活動とは : 学校管理下で行う活動で、顧問教員（または管理顧問教員）を配置する。

管理顧問とは : 技術指導を部活動支援員（監督）及び部活動支援員（指導員）（まとめて「部活動支援員」という。）に任せ、運営のみを行う。

地域クラブ活動とは : 活動場所が中学校施設であっても、学校管理外で地域団体により行う活動。顧問教員は配置しない。世田谷区では、部活動に代わる活動として位置づけ、教育委員会が委託する「部活動地域移行事業」として実施する。

	パターン1	パターン2	パターン3	パターン4
活動の位置づけ	教育課程外の学校教育活動	教育課程外の学校教育活動	教育課程外の学校教育活動	部活動に代わる活動である地域クラブ活動(=部活動地域移行事業)に参加
参加対象	当該校の生徒	当該校の生徒	該当する複数校の生徒	希望する当該校の生徒
顧問の教員	あり	管理顧問	あり	なし
主な指導者	顧問教員	部活動支援員(監督)	該当する複数校の顧問教員	団体の指導者
補佐する指導者	部活動支援員	部活動支援員	部活動支援員	団体の指導者
主な指導者の役割	部活動の運営 技術指導 事故対応	技術指導 一義的な事故等の対応 部活動運営の一部	部活動の運営 技術指導 事故対応	—
活動場所	当該校施設	当該校施設	該当する複数校の施設	区内の学校施設、地域の施設等
けが等の補償	生徒：災害共済給付 部活動支援員：傷害保険(区費で負担)	生徒：災害共済給付 部活動支援員：傷害保険(区費で負担)	生徒：災害共済給付 部活動支援員：傷害保険(区費で負担)	生徒：傷害保険等 団体の指導者：スポーツ安全保険(傷害保険、賠償責任保険)
責任の所在	学校長	学校長	学校長	運営団体

このパターン別での部活動運営を見据え、第1段階として、令和7年度は中学校1校の部活動運営を世田谷区スポーツ振興財団が行う。

(詳細は、6ページ「4 教育委員会、世田谷区スポーツ振興財団、学校における役割分担」(2)①コーディネート業務 参照)

順次実施していき、令和9年度までに、全校の部活動運営を新たな運営方法に変えていく(第2段階)。特に、パターン2及びパターン4における活動の運営が適切

にできるよう各関係団体との関係づくりや調整を行い、その後の取組みにつなげていく（第3段階・令和11年度以降）。

（2）土曜・日曜の部活動

土曜・日曜に部活動を実施する場合は、原則として、「部活動支援員(監督)」の管理・指導のもと、「部活動支援員(指導員)」が技術指導する活動とする。

大会への参加は、各大会開催要項に沿った参加とする。

地域クラブ活動については、それぞれの判断で実施するものとし、土曜・日曜の地域クラブ活動から依頼を受けて指導する教員について、兼職兼業の許可や報酬のあり方について、検討していく。

（3）教員等への支援の実施

全部活動を対象に、教員自身に経費の負担が生じる可能性がある以下の費用について、令和7年度から支援を実施する。

①審判資格取得費用（研修費用）への助成

該当教員における当該年度の費用に関し、1回を限度に、教員からの申請により助成する。

②指導・運営の際に使用する参考書籍・消耗品等購入経費の各学校への予算配当 支払基準を整備し、1校あたりの上限額を配当する。

4 教育委員会、世田谷区スポーツ振興財団、学校における役割分担

以下の分担を基本とし、全校の部活動運営を新たな運営方法へ変えていく。

(1) 教育委員会

- ①「世田谷区の部活動地域移行の方針（案）」の方針（2）をもとに、方針（3）における部活動運営を行うため、以下の視点を明確にし、該当のすべての部活動において、新たな部活動運営を段階的に実施していく。

《実施の視点》

- ・部活動への申し込みから、実施までの役割分担と事務フローの作成
- ・部活動としての活動の有無の判断と対象部活動のパターン1～4の仕分け
- ・各部活動における部活動支援員の配置調整と支払い事務のあり方
- ・部活動スケジュールの作成、大会へのエントリー、関係者との調整
- ・大会の審判員の派遣など、支援のあり方
- ・生徒、保護者との関係及びトラブル等への対応方法
- ・各部活動における金銭管理のあり方

②文化系部活動の部活動支援員の配置調整

③部活動支援員への謝礼支払い

④地域クラブ活動の支援、新たな活動の創設

⑤関係団体との連携

- ・部活動支援員の配置等において、区内大学や、各官公署等との調整

(2) 世田谷区スポーツ振興財団

世田谷区スポーツ振興財団により、パターン2における部活動の顧問に代わる部活動運営の支援、及びパターン1～3における部活動支援員の募集、配置調整、実績管理、謝礼支払いにかかるデータ作成業務等を行う。

①コーディネート業務

(a) 部活動支援員管理業務

部活動支援員シフトの作成・調整、勤怠管理、
出退勤管理システムの運用

(b) 部活動運営業務

活動方針と年間活動計画の調整、部活動支援員の配置、
生徒の募集、説明会の開催、名簿作成
日常練習の実施管理、連絡調整、部費の管理
保護者会の実施、大会・合宿等に関する事務、安全管理

(c) 部活動支援員のマッチング業務

部活動支援員の募集

(d) 部活動支援員の育成業務

研修の実施（部活動指導員から監督へ）

②部活動支援員への謝礼支払いデータの作成業務

(a) 委嘱手続きの取りまとめ

提出書類の集約、名簿データ調整

(b) 活動実績の確認

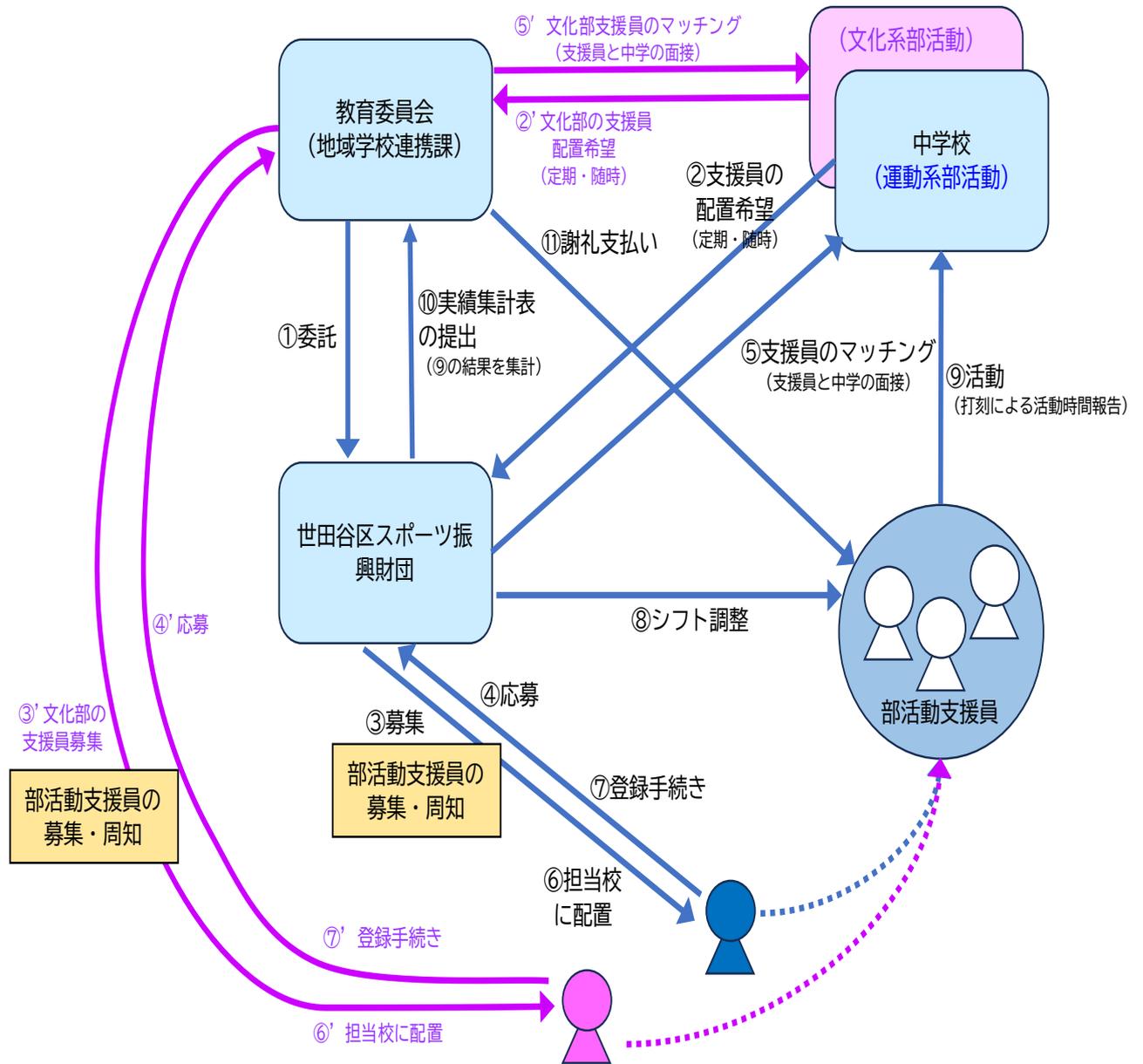
実績報告書データ確認、名簿兼活動実績管理表への入力
銀行振込データの作成等

(3) 中学校

パターン1、パターン3では、顧問教員は、従前と同様、部活動全般（運営及び技術指導）を担う。技術指導、大会引率等を部活動支援員に任せることができる。

パターン2では、管理顧問教員は、技術指導は行わず、運営については、世田谷区スポーツ振興財団、部活動支援員（監督）が一部を担い、管理顧問は、運営のうち、教員でなければ行えない部分を担う。（例：顧問会議への出席、大会会場での運営担当、等）

■体制図



5 地域クラブ活動の基本的な実施内容

地域クラブ活動については、以下の実施体制とする。

(1) 実施機関

世田谷区スポーツ振興財団、総合型地域スポーツ・文化クラブによる実施を中心とする。実施に相当する適当な団体がある場合、教育委員会がその活動の適正を判断した上で、地域クラブ活動と認める等のあり方を検討していく。

また、公益財団法人せたがや文化財団においては、自主事業をもって中学校部活動地域移行に対応する事業を実施する。

(2) 指導者

地域クラブが適正と認める技術指導者を配置する。

- ・指導に際しては、世田谷区の部活動支援員に対する研修に相当する研修を受けるものとする。特に、生徒へのハラスメント防止及び行き過ぎない指導については、「世田谷区立中学校における部活動の方針」及び「部活動支援員の手引き」に記載のある世田谷区の基本的な考え方を踏まえる。
- ・教員を指導者として配置する場合は、教員の兼職兼業等の活用について検討する。また、教員の指導時間は勤務時間外に限る。

(3) 参加生徒

世田谷区立中学校の生徒を対象とする。

ただし、同活動の中で、中学生以外の世代や、国立・私立学校等の生徒が同時に活動することは制限しない。

(4) 活動日時

地域クラブが規定する。

平日に実施する場合は、授業終了後に無理せず参加することが可能な時間帯に設定する。

可能な限り、学校行事や、試験等の日程に配慮する。

(5) 活動場所

世田谷区立中学校の施設を原則とするが、地域クラブが活動場所を用意できる場合は、中学校以外の施設での活動も可とする。

定期的に活動する場所については、世田谷区内とする。

(6) 生徒の安全管理（けが等の発生時の対応）

世田谷区が規定する「安全対策マニュアル」相当の内容とし、地域クラブが独自に規定する。

非常時の保護者への連絡体制については、あらかじめ保護者へ周知する。

(7) 大会への対応

大会の規程に応じ可能な場合、地域クラブから大会に参加することができる。

また、部活動に関連し地域クラブ活動を実施する場合（部活動の部員の生徒を対象とし、別の曜日に同競技の地域クラブ活動を実施している場合など）は、中学校部活動としての大会参加にあたり、大会側が認める範囲で、地域クラブの技術指導者が引率、指導、大会運営への支援等を行うことができる。

(8) 参加費用

参加費用のあり方について、検討する。

(9) 保険

地域クラブは、公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入する。

（傷害保険、賠償責任保険）

(10) 個人情報の扱い

地域クラブは、個人情報保護法に基づき個人情報の取扱いについて規定し、適正に管理する。

所属する生徒の個人情報については、取扱いについて保護者へ周知を行った上で、登録時に各保護者が同意し提供するものとする。

(11) 実施の位置づけ

地域クラブによる活動への参加は、部活動に代わる活動として位置づけ、地域クラブは、生徒が参加する旨を在籍中学校へ情報提供するものとする。

6 世田谷区部活動地域移行のロードマップ

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
国・都の推進目標	改革推進期間(R5～7年度)		改革実行期間(R8～13年度)【予定】		
	休日に教員が部活動の指導に携わる必要がない環境の構築		平日についても地域展開(「地域移行」から名称変更)を推進【予定】		
区の実行段階	第1段階(～令和7年度)		第2段階(令和8～10年度)		
新たな部活動への移行	準備	モデル校1校で実施	順次拡大	実施	実施
マニュアル等整備	準備	順次整備	順次整備	実施	実施
部活動支援員のマッチング(人材バンク機能)	準備	全校分の部活動支援員を対象に実施			
部活動支援員への謝礼支払いデータ作成	準備	全校分を対象に実施			
部活動地域移行事業(地域クラブ活動)	トライアル実施	順次拡大			

7 具体的課題と今後の取組み

以下のとおり、各種課題について、取組みを行う。

課題1 団体の拡充と助成について

<課題>

世田谷区スポーツ振興財団、総合型地域スポーツ・文化クラブによる実施を中心とするが、実施に相当する適当な団体を模索し、地域クラブを拡大していく必要がある。

<取組み>

- ・地域クラブの受け皿として、候補となる団体がある場合、教育委員会がその活動内容を確認した上で、地域クラブ活動の実施団体として認める方向で検討する。
- ・総合型地域スポーツ・文化クラブについては、より多くのクラブが地域移行に協力できるよう、支援体制の強化を検討する。
- ・地域クラブ活動は、当面、教育委員会の委託事業として実施するが、将来的に、補助金による実施制度を検討する。

課題2 部活動の地域連携の体制づくりについて

<課題>

地域連携として実施する部活動において、教員不在で、部活動支援員（監督）に指導を任せる体制とするため、様々なルールの整備が必要である。

<取組み>

- ・地域連携として、継続して実施する部活動においては、顧問教員不在での活動実施に備えて各校でのルールを整備する。マニュアルの雛型は教育委員会が提供する。
- ・生徒の安全管理については、学校の管理下の活動であるため、現行と同様、学校が対応する。ただし、教員が不在で、部活動支援員が活動を行っている場合は、「安全対策マニュアル」に記載の事故時の対応に従って行動する。

●整備するマニュアル等

入退校ルール、安全対策マニュアル（非常時の連絡体制等を含む）、保護者への連絡体制、個人情報の管理

大会引率時ルール、顧問教員との役割分担

- ・部活動支援員の研修を、地域学校連携課と世田谷区スポーツ振興財団が協働で実施する。また、研修の動画について、部活動支援員がいつでも参照し活用できるよう、ポータルサイトに掲載する。

課題3 教員の兼職兼業

<課題>

地域クラブ活動において、教員が技術指導者として協力する場合は、勤務時間外の活動については兼職兼業の扱いとすることができるよう、条件整備等を進める必要がある。

<取組み>

- ・兼職兼業については、校長、教育委員会への届け出によるが、そのあり方、内容、謝礼も含め検討する。

課題4 受益者負担について

<課題>

地域クラブによる活動については、原則として、参加する生徒が参加費を負担することが望ましいとされているが、経費負担を求めることにより、生徒の活動の選択肢が狭まることのないように配慮が必要である。

<取組み>

- ・負担する金額について、世田谷区立中学校部活動地域移行に係る検討委員会が行ったアンケートを踏まえ、検討する。

課題5 部活動支援員の拡充

<課題>

地域連携については、責任を持って指導を行える部活動支援員の配置が重要となる。また、平日、土曜・日曜にそれぞれ指導が可能な、さまざまな立場の支援員を配置する必要もあり、支援員の拡充は大きな課題である。

<取組み>

- ・部活動支援員が適正に配置できるよう、教育委員会は世田谷区スポーツ振興財団と連携し、募集広報を強化する。
- ・区内等の大学へ周知を強化し、大学生の協力を求め、大学として設置している総合型地域スポーツ・文化クラブの協力も合わせ、支援員のマッチングについて、連携を行う。
- ・区内官公庁と連携し、部活動支援員への協力を求める。
- ・文化系部活動の支援員については、区近隣の音楽大学、美術大学への協力依頼などを行う。

8 今後の推進体制

- 世田谷区の部活動地域移行の方向性や実施状況等について情報共有、意見交換等を行う目的で、学識経験者、関係団体、区民、中学校長等を構成員とした、「世田谷区立中学校部活動地域移行に係る協議会」を、定期的を開催する。
- 教育目標等の実現に向けた諸課題の検討に向けて設置する「世田谷区教育課程検討委員会」とも連携し、部活動地域移行、地域連携の取り組みについて、中学校の視点から検証、検討していく。
- 世田谷区教育委員会事務局（学校教育部）、スポーツ推進部等を始め、「世田谷区立中学校部活動地域移行プロジェクトチーム」を構成し、庁内での部活動地域移行に関する連携体制を中心に情報共有、調整等を行う。
- 総合型地域スポーツ・文化クラブの取り組み拡大に向け、同クラブ連絡会での情報共有や意見交換を行っていく。

